

令和2年12月25日

市内認可保育施設を利用中の
保護者の皆様へ

廿日市市福祉保健部こども課長

PCR検査対象の場合の登園基準の見直しについて

保護者の皆様には、12月1日付けで当感染症における注意喚起をさせていただきました。その中で「PCR検査」対象となった場合の登園基準の取り扱いについて、次のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症防止という趣旨をご理解いただき、家庭での保育が可能な場合は、家庭内保育にご協力をお願いします。

※12月1日通知（抜粋）

1. 児童及びその同居家族がPCR検査対象となった場合、その日の登園は控えてください。また、登園後に検査対象となった場合、速やかな迎えをお願いします。※これらの場合、保育施設又は市こども課にご連絡ください

【追加】

医療従事者等の保護者等が職務上の理由（事業所の方針等）などにより、任意にPCR検査を受ける場合で、同居する児童等に発熱や咳等の風邪症状がなければ、保護者の検査結果が判明していなくても、児童は通常どおり登園できます。※検査を受ける旨は保育施設にご報告ください。

担当：保育グループ

電話 30-9154